

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則 の廃止等に関する命令の概要

「投資顧問業者営業保証金規則」及び「信託受益権販売業者営業保証金規則」(内閣府・法務省共管命令)を廃止するとともに、営業保証金の取戻しの手続に係る事項を定めるための命令。(あわせて、1本の命令を廃止。)

(注) 当該命令により廃止する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

営業保証金の取戻し等

証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律65号)及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律66号)の規定に基づき営業保証金の取戻しをしようとする者は、所要の事項を官報に公告しなければならないこととする(2条・3条)。

の営業保証金の取戻しをしようとする場合における意見聴取会を通じた当該権利の調査、配当の実施等の手続等について、所要の事項を定める(4条~12条)。

営業保証金の取戻しの手続等について、所要の事項を定める(13条~15条)。